

八郎潟町地域で見守る認知症 SOS ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八郎潟町地域で見守る認知症 SOS ネットワーク事業の実施について必要な事項を定め、徘徊または行方不明になるおそれのある認知症高齢者等（以下「徘徊高齢者等」という。）が行方不明になったときに、早期発見するため関係機関等との協力体制を構築し、高齢者等の安全確保及びその家族等への支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、八郎潟町とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができる。

(事業内容)

第3条 この事業内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 徘徊高齢者等の把握に努め、当該高齢者等や家族等への支援をおこなう。
- (2) 町内協力機関（以下「協力機関」という。）による支援体制の構築と、警察等との連携を図る。
- (3) 当事業の普及啓発に努める。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、町内に住所を有する徘徊高齢者等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、町外に住所を有する者が町内事業所を利用中に発生した事案や、人命にかかわる事案等、その他町長が特に必要と認めた者の場合は、この限りでない。

(事前登録)

第5条 八郎潟町地域で見守る認知症 SOS ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用を希望する対象者若しくはその家族等、又は対象者と契約を交わしている介護支援専門員若しくは介護サービス事業者（以下「申請者」という。）は、「八郎潟町地域で見守る認知症 SOS ネットワーク」登録票（様式第1号。以下「登録票」という。）を町長に提出し、対象者を登録するものとする。

(登録の更新及び変更)

第6条 申請者は、毎年度末に速やかに町長へ登録票を提出し、ネットワークに登

録された者に係る登録情報の更新を行わなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、ネットワークに登録された者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、申請者は速やかに町長へ登録票の提出をするものとする。

(1) 登録内容に変更が生じたとき。

(2) この事業の利用を中止するとき。

(協力機関の登録)

第7条 協力機関に登録しようとする事業所又は団体等は、「八郎潟町地域で見守る認知症 SOS ネットワーク」協力機関登録票（様式第2号。以下「協力機関登録票」という。）を町長に提出するものとする。

2 協力機関の登録内容について、次の各号のいずれかに該当した場合には、協力機関は速やかに町長へ協力機関登録票の提出をするものとする。

(1) 登録内容に変更が生じたとき。

(2) この事業の登録を廃止するとき。

(行方不明時の対応等)

第8条 徘徊高齢者等が行方不明になった場合の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 家族等は、徘徊高齢者等が行方不明であることが明らかになった場合には、電話等により警察へ通報する。

(2) 町は、通報された状況を聞き取り、ネットワーク登録情報を確認する。

(3) 町は、ネットワークの利用の可否を家族等に確認後、「八郎潟町地域で見守る認知症 SOS ネットワーク」発見協力依頼票（様式第3号）を作成し、協力機関に発見協力依頼をする。

(4) 協力機関は、通常業務に支障のない範囲で徘徊高齢者等の発見に努めるものとし、徘徊高齢者等を発見した場合には速やかに警察署へ連絡するとともに、当該徘徊高齢者等を可能な範囲で保護することに努めるものとする。

(5) 町は、徘徊高齢者等の発見により、当該事案が終結した場合、協力機関に「発見・保護の報告とお礼について」（様式第4号）を送付し、発見協力依頼解除の報告をするものとする。

(未登録者の対応)

第9条 町は、ネットワークに登録していない者の行方不明発生時に家族等から協力依頼があった場合について、事前登録者と同様に対応できるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 町及び協力機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び八郎潟町個人情報保護法施行条例（令和5年八郎潟町条例第6号）の規定に基づき、収集した個人情報の管理を厳重に行うとともに、これを目的以外に使用してはならない。

2 この事業を実施する際に外部へ提供する情報は、家族等が同意する範囲で発見に必要な最小限度のものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。